

**物 価 高 騰 に 対 す る
支 援 事 業 の 内 容**
(令和7年度)

令和7年4月1日現在

穴 栗 市

事業者支援

支援策の名称	中小企業等省エネ設備導入支援事業
支援の概要	物価高騰の影響により厳しい経営状況にある中小企業者等に対し省エネ設備への更新に要する経費の一部を助成することで、エネルギーコストの負担軽減を図るとともにカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。
対象となる方	次に掲げる全ての要件を満たす事業者 ① 穴粟市内に主たる事業所を有する中小法人(中小企業基本法第2条に規定する法人及び同法上の中小企業の基準に該当する資本金若しくは出資金または従業員数である法人、組合等をいう。)及び小規模事業者並びに個人事業主 法人：登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所 個人：事業活動の拠点としている事業所 ② 市税等を滞納していないもの ③ 穴粟市暴力団排除条例(平成24年穴粟市条例第4号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないもの ※対象外：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、公益法人、学校法人等
支援の内容	省エネ設備への更新に要する経費について次のとおり補助します。 【補助対象経費】 - 市内の事業所内において、事業活動に直接関連する施設に係る既存の照明設備、エアコン、冷凍冷蔵設備を省エネ設備に更新するために要する設備購入費、工事費等の経費 - 省エネ診断士の結果報告書に基づく省エネ設備導入経費 ※穴粟市内の事業者に発注・支払いを行うもの ※補助対象経費合計額が10万円以上のもの ※消費税及び地方消費税を除く ※令和7年12月31日までに設備導入及び支払いが完了するもの 【補助率等】 補助率：5分の1（上限100万円） ※予算額に達した時点で受付を終了します。
手続き	【申請期間】 令和7年5月1日～令和7年9月30日 【申請窓口】 産業部商工観光課、各市民局産業振興係 【必要書類】 - 補助金交付申請書 - 申請対象設備の内容 - 見積書 - カタログの写し - 設備更新前の現況写真 - 誓約書兼同意書 - その他書類（間取り図、確定申告書類等）の提出を求める場合があります。
お問い合わせ	産業部 商工観光課 0790-63-3127

事業者支援

支援策の名称	畜産農家支援事業
支援の概要	飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内畜産業経営者
支援の内容	畜産飼料価格高騰分について、上限を100万円として、市が定める基準額（令和6年度の飼料購入量に価格上昇分を乗じて算出した額）の4分の1を助成します（百円未満切り捨て）。 対象の飼養種類：乳牛・繁殖牛・肉用牛・養鶏
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	施設園芸農家支援事業
支援の概要	原油等価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内施設園芸業経営者
支援の内容	施設運転燃料（重油・灯油）価格高騰分について、上限を100万円として、市が定める基準額（令和6年度の燃料高騰分について市の基準単価で算出した額）の4分の1を助成します（百円未満切り捨て）。
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

事業者支援

支援策の名称	肥料価格高騰対策支援事業
支援の概要	化学肥料等価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	市内に住所を有し、令和7年度に10aを超える「水稻」を作付又は、「黒大豆、麦、野菜・花き・その他作物」を栽培し販売した経営者
支援の内容	令和7年度用作物について、化学肥料等購入費経費の一部を支援します。 交付額は、作物（水稻全般、麦、黒大豆、野菜・花きなど）ごとの面積に次の区分ごとに定める単価を乗じた額とします（百円未満切り捨て）。※実施計画書記載事項に基づきます。 水稻全般：1,720円/10a 麦：2,520円/10a 黒大豆：1,670円/10a 野菜・花きなどその他野菜：3,400円/10a（百円未満切り捨て）。
手続き	【申請期間】令和7年10月1日～令和8年1月31日 ※実施計画書の提出がある方で、交付対象の生産者には、支給通知を郵送しますのでご確認ください。 ※地目が「畑」で生産された場合は、別途お申し出ください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	肥料転換支援事業
支援の概要	化学肥料等価格が高騰し農業経営を圧迫していることから、価格が安定している堆肥又は汚泥肥料への転換を支援するための支援金を交付します。
対象となる方	市内に住所を有し、市内農地への散布を目的に令和7年4月1日から令和8年1月31日までに2t以上の堆肥又は汚泥肥料を購入した農業者
支援の内容	購入に要した経費のうち、以下の計算により算出した額のうちいずれか低い額を支援します（百円未満切り捨て）。 ア 購入量に1トンあたり2,720円を乗じた額 イ 購入費（税抜）に3分の2を乗じた額
手続き	【申請期間】令和7年10月1日～令和8年2月13日 JA/ハリマ農業協同組合以外で購入された場合は、申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

事業者支援

支援策の名称	水産事業者支援事業
支援の概要	飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内水産業経営者
支援の内容	水産飼料価格高騰分について、上限を50万円として、市が定める基準額（令和6年度の飼料購入量に価格上昇分を乗じて算出した額）の4分の1を助成します（百円未満切り捨て）。
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

その他支援

支援策の名称	防犯カメラ設置補助事業
支援の概要	犯罪の防止を目的として公道等に防犯カメラを設置する場合に、経費の一部を助成します。
対象となる方	自治会その他地域の団体 ※その他地域の団体とは、老人クラブ、子ども会、自主防災・防犯組織などで、規約や代表者の定めがあり、地域住民で構成され、地域に根差した活動を行う団体などを言います。
支援の内容	市が定める基準を満たす防犯カメラの設置に要する経費に対して次のとおり補助します。 【補助額】 設置に要する費用の3分の2以内（千円未満切り捨て） 【上限額】 12万円 ※市が定める基準とは ・防犯カメラの性能が、有効画素数38万画素以上で、記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ・公道等を撮影するもので、マンション等の住宅、駐車場、会館等施設管理を目的として設置するものでないこと。 ・・・など
手続き	事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。 【申請期限】 令和8年2月27日まで
お問い合わせ	市長公室 危機管理課 0790-63-3119 一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000 波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220 千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210